

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

### ○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)＋国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

## ○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

## (2) 年金扶養比率 —高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下—

平成19年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.67で最も高く、次いで厚生年金2.74、地共済1.79、国共済1.62の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.67である(図表2-4-1)。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 —平成19年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,570	1,058	2,992	464.0	69,352
老齢・退年相当	12,596	653	1,673	99.4	26,008
年金扶養比率	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が2.07、地共済が2.26である。

なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主(国又は地方公共団体等)負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると(図表2-4-2、2-4-3)、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であった。17年度、18年度は低下幅が小さかったものの、19年度は0.21ポイント低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後の低下という状況であったが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント以下の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント以下の低下となっており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

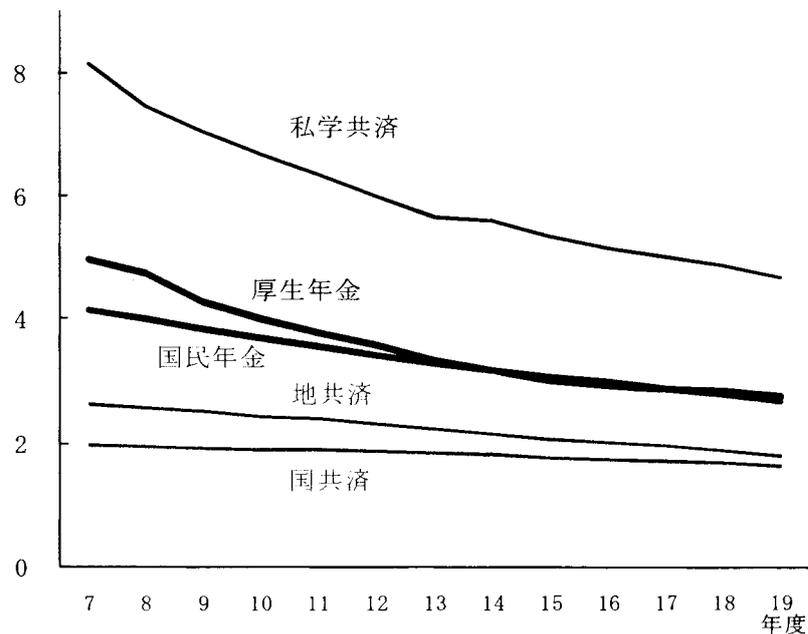
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67

## 対前年度増減差

8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



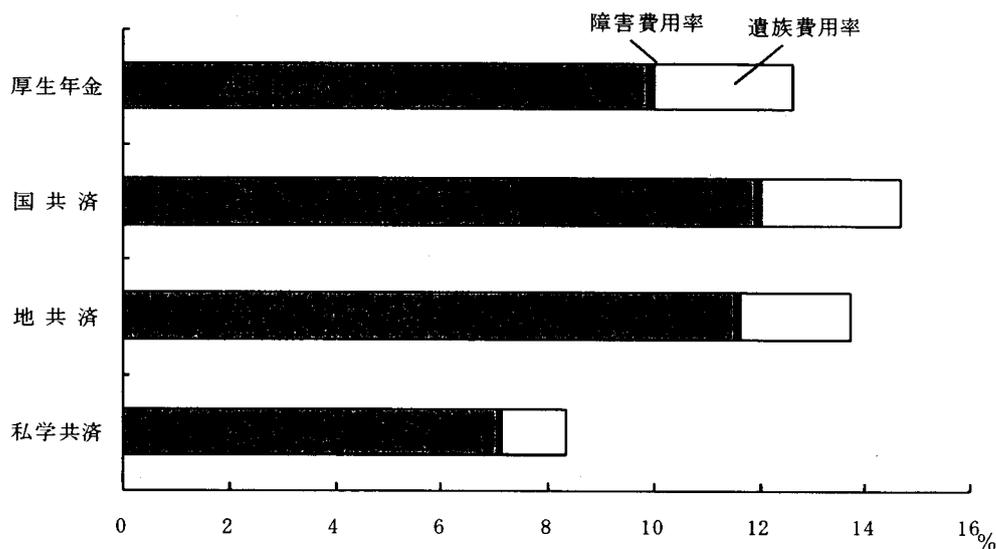
平成19年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-4、2-4-5）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ9.9%、0.1%、2.6%、国共済は11.9%、0.1%、2.6%、地共済は11.5%、0.1%、2.1%、私学共済は7.1%、0.1%、1.2%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成19年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	9.9	11.9	11.5	7.1
障害費用率	0.1	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.6	2.6	2.1	1.2
（参考：総合費用率）	17.8	18.7	17.6	12.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-5 年金種別費用率 —平成19年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-7である。老齢費用率の構成割合をみると、ここ数年は厚生年金で減少する傾向となっている。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
17	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
18	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
19	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	10.0	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	<12.0>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
	<11.8>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
17	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
18	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
19	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
18	56.3	0.8	14.5	63.3	0.6	14.0
19	55.4	0.8	14.7	63.6	0.6	14.1
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

## (3) 総合費用率

平成19年度の総合費用率は、国共済が最も高く18.7%、次いで厚生年金17.8%、地共済17.6%、私学共済12.4%の順となっている（図表2-4-8、2-4-9）。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

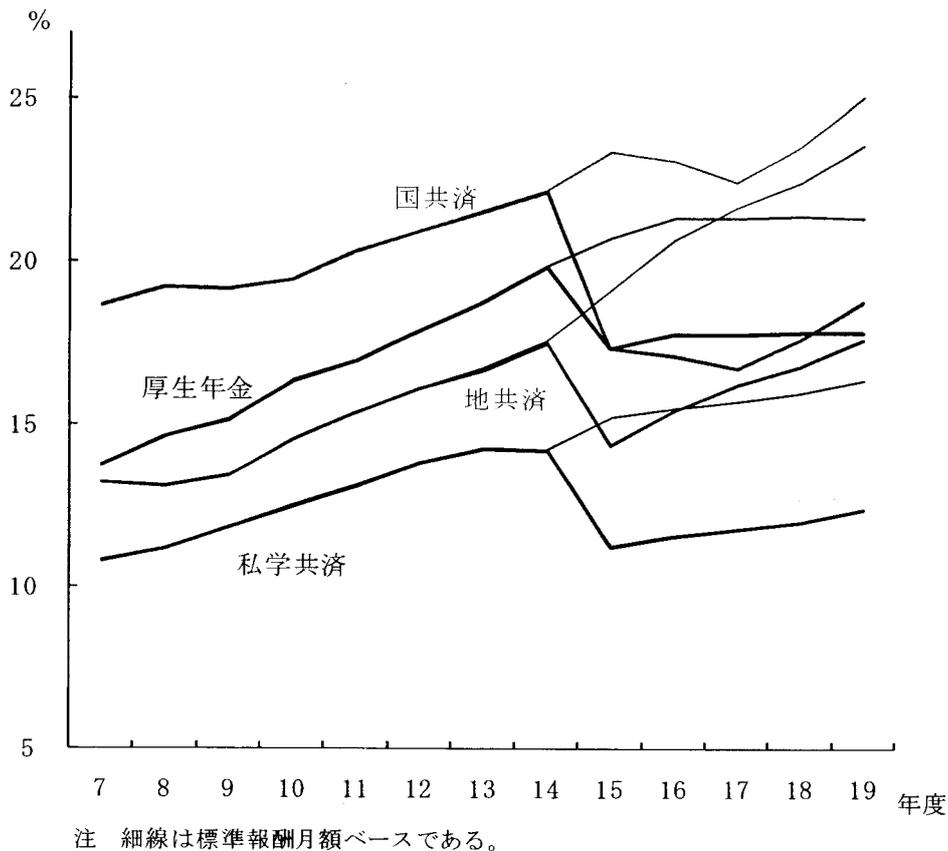
図表2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3	17.4	14.4	11.3
	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
16	17.8	17.1	15.4	11.5
	<21.3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
17	17.8	16.7	16.2	11.8
	<21.3>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
18	17.8	17.6	16.8	12.0
	<21.3>	<23.5>	<22.4>	<16.0>
19	17.8	18.7	17.6	12.4
	<21.3>	<25.1>	<23.5>	<16.4>
対前年度増減差				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.7>
10	<1.2>	<0.3>	<1.1>	<0.7>
11	<0.6>	<0.9>	<0.8>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.8>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	...	...	...	...
	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
16	0.5	△0.2	1.1	0.3
	<0.6>	<△0.3>	<1.5>	<0.3>
17	0.0	△0.4	0.8	0.2
	<0.0>	<△0.6>	<1.0>	<0.3>
18	0.0	0.9	0.6	0.2
	<0.1>	<1.1>	<0.8>	<0.2>
19	△0.0	1.2	0.8	0.4
	<△0.0>	<1.5>	<1.2>	<0.4>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-4参照。

図表 2-4-9 総合費用率の推移



総合費用率の推移をみると、国共済、地共済、私学共済では概ね上昇傾向にある一方で、厚生年金は近年横ばいとなっている。

制度別に詳しくみると、厚生年金の総合費用率は、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいとなっている。また、私学共済では、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き、上昇傾向が続いている。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続で低下し、18年度以降は再び上昇している。この2年連続の低下の要因は、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総

合費用率が低く抑えられており、財政調整の影響を除けば上昇傾向が続いていると考えられる。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる（図表2-4-10）。

分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠入金収入の影響等で国共済が平成16年度、17年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成19年度の対前年度増減率をみると、厚生年金2.1%増、国共済5.8%増、地共済2.7%増、私学共済4.0%増となっており、国共済での増加が大きい。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金2.1%増、国共済0.7%減、地共済2.2%減、私学共済1.1%増となっており、国共済、地共済で減少している。その結果、平成19年度の総合費用率は、国共済が1.2ポイント、地共済が0.8ポイント、私学共済が0.4ポイント上昇し、厚生年金が横ばいとなった。

図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
<b>A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）</b>								
7	167,090	9,411	22,208	1,774				
8	180,857	9,848	22,486	1,870	8.2	4.6	1.3	5.4
9	193,579	9,926	23,479	2,012	7.0	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
16	260,875	12,118	34,843	3,033	3.4	△1.8	6.3	3.3
17	264,486	11,822	36,147	3,125	1.4	△2.4	3.7	3.0
18	270,344	12,376	36,743	3,226	2.2	4.7	1.7	3.3
19	276,014	13,092	37,720	3,356	2.1	5.8	2.7	4.0
<b>B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)（独自給付費用率の分子）</b>								
7	120,321	7,662	17,307	1,232				
8	131,444	8,026	17,334	1,305	9.2	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	8.1	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
16	189,165	9,331	27,374	2,101	3.0	△4.2	6.4	0.4
17	191,240	9,094	28,868	2,181	1.1	△2.5	5.5	3.8
18	193,616	9,669	29,583	2,271	1.2	6.3	2.5	4.1
19	195,680	10,282	30,303	2,343	1.1	6.3	2.4	3.1
<b>C 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)</b>								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
16	71,710	2,787	7,469	932	4.4	7.2	6.1	10.6
17	73,246	2,728	7,278	943	2.1	△2.1	△2.6	1.3
18	76,728	2,707	7,160	955	4.8	△0.8	△1.6	1.2
19	80,334	2,810	7,417	1,013	4.7	3.8	3.6	6.1
<b>D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）</b>								
7	<1,215,248>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,235,867>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<3.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	...	...	...	...
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	0.7	△0.5	△1.0	0.7
	<1,226,226>	<52,582>	<169,031>	<19,572>	<0.6>	<△0.5>	<△1.5>	<1.5>
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1.3	△0.1	△1.5	0.9
	<1,242,451>	<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>
18	1,516,357	70,337	218,829	26,827	2.0	△0.4	△1.7	1.3
	<1,266,562>	<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1.9>	<△0.2>	<△1.8>	<1.7>
19	1,548,385	69,827	213,998	27,109	2.1	△0.7	△2.2	1.1
	<1,295,378>	<52,262>	<160,286>	<20,486>	<2.3>	<△0.7>	<△2.4>	<1.5>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 &lt;&gt;は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表 2-4-11）、平成 19 年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.8	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.8	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

### （厚生年金相当部分に係る総合費用率）

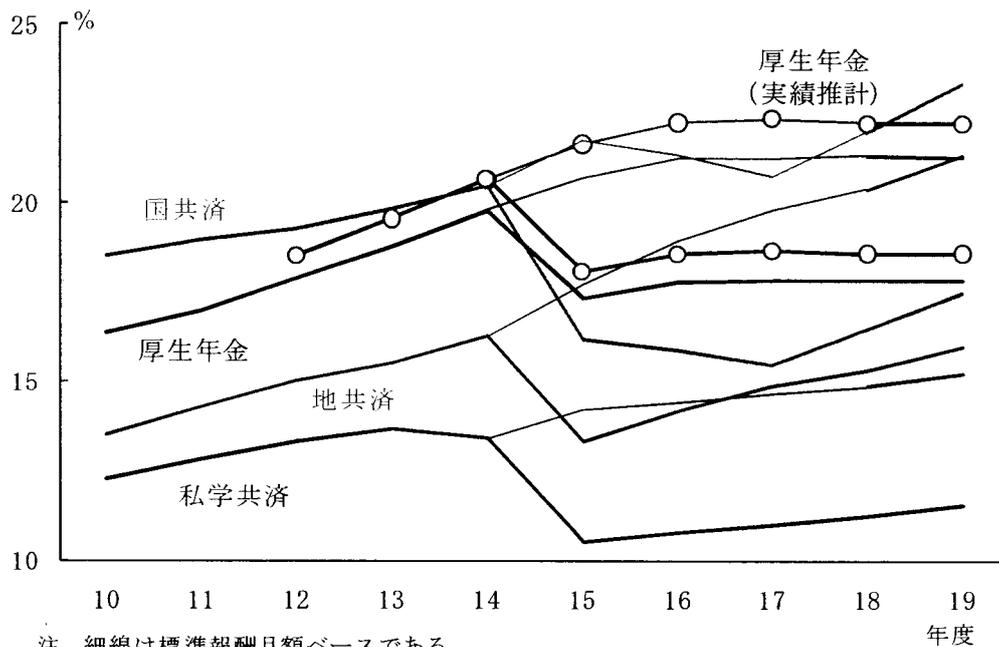
共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表 2-4-12、図表 2-4-13）、平成 19 年度では、厚生年金（実績推計）の 18.6% に比べ、国共済は 1.1 ポイント、地共済は 2.6 ポイント、私学共済は 7.1 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>	17.3 <20.7>	18.1 <21.7>
16	15.9 <21.4>	14.2 <18.9>	10.7 <14.4>	17.8 <21.3>	18.6 <22.3>
17	15.5 <20.8>	14.9 <19.8>	11.0 <14.7>	17.8 <21.3>	18.7 <22.4>
18	16.5 <22.0>	15.3 <20.4>	11.2 <14.9>	17.8 <21.3>	18.6 <22.3>
19	17.5 <23.4>	16.0 <21.3>	11.5 <15.2>	17.8 <21.3>	18.6 <22.2>

- 注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。  
 注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。  
 注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成19年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.6%、国共済が14.7%、地共済が14.2%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は8.6%と低くなっている(図表2-4-14、2-4-15)。

図表2-4-14 独自給付費用率の推移

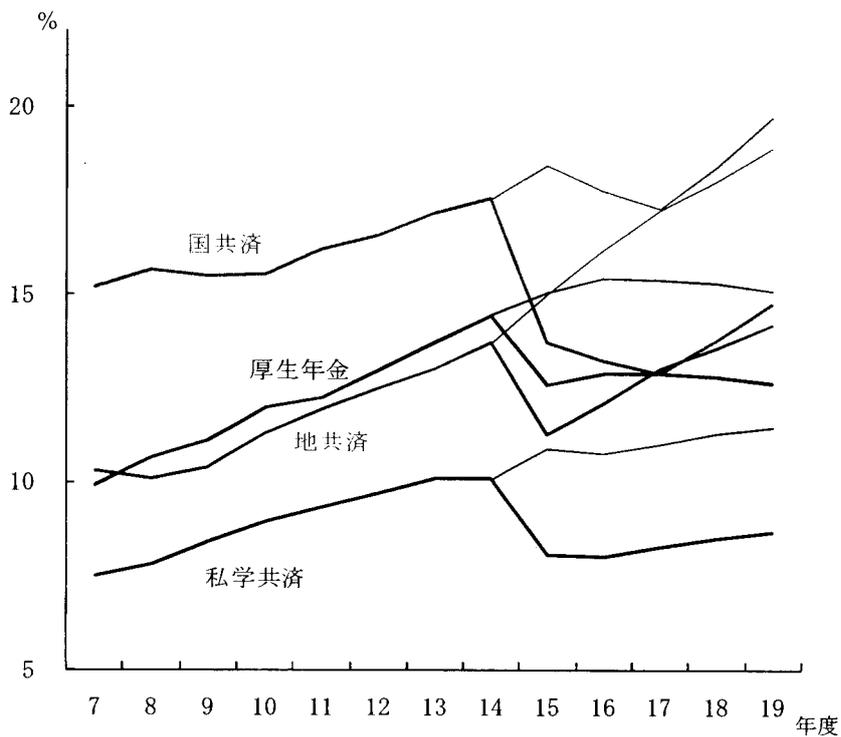
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6	13.7	11.3	8.0
	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	12.9	13.2	12.1	8.0
	<15.4>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	12.9	12.9	13.0	8.2
	<15.4>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
18	12.8	13.7	13.5	8.5
	<15.3>	<18.4>	<18.0>	<11.3>
19	12.6	14.7	14.2	8.6
	<15.1>	<19.7>	<18.9>	<11.4>
対前年度増減差				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.2>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.1>	<0.9>	<0.5>
11	<0.3>	<0.6>	<0.6>	<0.4>
12	<0.7>	<0.4>	<0.5>	<0.4>
13	<0.8>	<0.6>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<△0.0>
15	...	...	...	...
	<0.6>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3	△0.5	0.8	△0.0
	<0.4>	<△0.7>	<1.2>	<△0.1>
17	△0.0	△0.3	0.9	0.2
	<△0.0>	<△0.5>	<1.1>	<0.3>
18	△0.1	0.9	0.6	0.2
	<△0.1>	<1.1>	<0.8>	<0.3>
19	△0.1	1.0	0.6	0.2
	<△0.2>	<1.3>	<0.9>	<0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-6参照。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、地共済、私学共済が上昇傾向となっている。国共済は、平成16年度と17年度に財政調整拠出金制度の導入の影響で低下したが、その影響を除くと概ね上昇傾向にある。対前年度増減差をみると、平成19年度は、国共済が1.0ポイント、地共済が0.6ポイント、私学共済が0.2ポイントの上昇となる一方、厚生年金が0.1ポイントの低下となっている。

図表 2-4-15 独自給付費用率の推移



基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.2%、次いで国共済 4.0%、私学共済 3.7%、地共済 3.5%の順となっている（図表 2-4-16、2-4-17）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる（図表 2-2-9、2-1-21）。

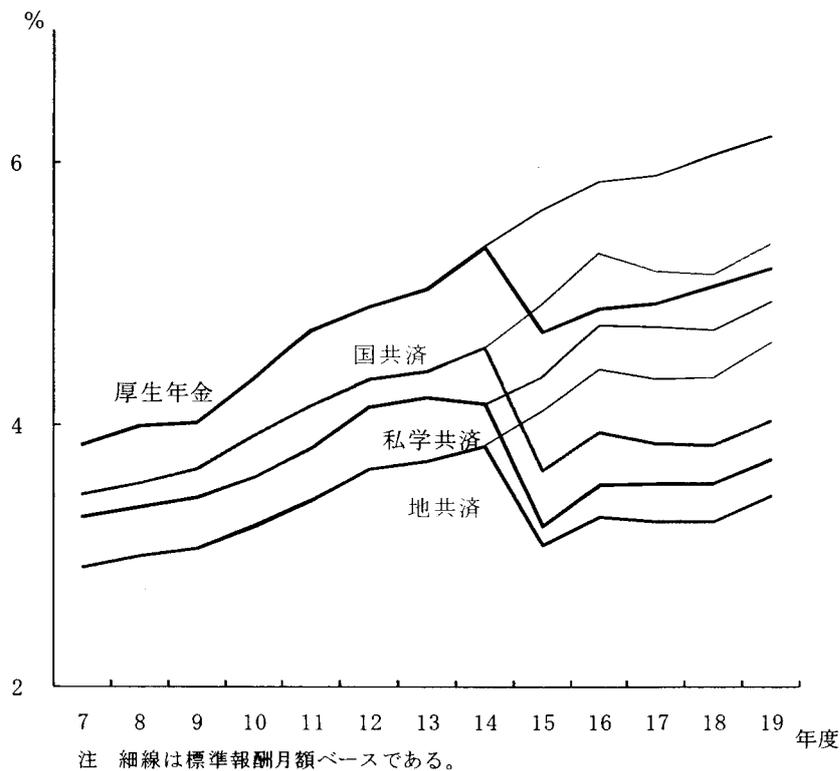
平成 18 年度と比べると、各制度とも 0.1～0.2 ポイント上昇している。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7 <5.6>	3.7 <4.9>	3.1 <4.1>	3.2 <4.4>
16	4.9 <5.8>	3.9 <5.3>	3.3 <4.4>	3.5 <4.8>
17	4.9 <5.9>	3.9 <5.2>	3.3 <4.4>	3.6 <4.8>
18	5.1 <6.1>	3.8 <5.1>	3.3 <4.4>	3.6 <4.7>
19	5.2 <6.2>	4.0 <5.4>	3.5 <4.6>	3.7 <4.9>
対前年度増減差				
8	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
10	<0.3>	<0.3>	<0.2>	<0.2>
11	<0.4>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.2>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<△0.1>
15	… <0.3>	… <0.3>	… <0.3>	… <0.2>
16	0.2 <0.2>	0.3 <0.4>	0.2 <0.3>	0.3 <0.4>
17	0.0 <0.0>	△ 0.1 <△0.1>	△ 0.0 <△0.1>	0.0 <△0.0>
18	0.1 <0.2>	△ 0.0 <△0.0>	0.0 <0.0>	△ 0.0 <△0.0>
19	0.1 <0.1>	0.2 <0.2>	0.2 <0.3>	0.2 <0.2>

注 < >は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



#### (5) 収支比率 —時価ベースで各制度とも大きく上昇—

平成19年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、国民年金（国民年金勘定）が最も高く120.9%、次いで厚生年金116.8%、国共済99.6%、地共済89.1%、私学共済84.0%の順である（図表2-4-18）。厚生年金と国民年金（国民年金勘定）は収支比率が100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、その他の収入により賄っていることを示している。

また、時価ベースでみると、厚生年金が161.4%、国共済が132.6%、地共済が234.3%、私学共済が178.1%、国民年金が153.5%と、すべての制度で100%を大きく超えている。これには、平成19年度の時価ベースの運用収入が各制度とも大きくマイナスとなったことが影響している。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあるが、平成17年度には被用者年金各制度で、18年度には厚生年金と地共済で低下し、19年度には再び全制度で上昇している。また、時価ベースでは、平成17年度にはすべての制度で大きく低下したが、18年度以降はともに大きく上昇している。

図表 2-4-18 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	114.8	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.0]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	116.8	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.4]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	6.1	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	6.6	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.4]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.3]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.4]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

## (6) 積立比率

平成19年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く10.5、次いで私学共済10.1、国共済6.7、厚生年金4.7、国民年金（国民年金勘定）3.7の順となっている（図表2-4-19）。平成19年度は、18年度に比べ全制度で低下している。

また、時価ベースでは、厚生年金5.1、国共済7.0、地共済11.1、私学共済10.6、国民年金3.9となっている。簿価ベースと同様、平成18年度に比べ全制度で低下している。

図表2-4-19 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成					
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.3	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.1]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△ 0.3]	[△ 0.2]			[△ 0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△ 0.0]	[0.2]	[△ 0.3]	[△ 0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△ 0.2]	[△ 0.0]	[△ 0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△ 0.0]	[△ 0.1]	[0.5]	[0.2]	[△ 0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△ 0.1]	[△ 0.4]	[△ 0.1]	[△ 0.2]	[△ 0.1]

注1 [ ]内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-9参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。